

四日市市消防本部訓令第 2 号

四日市市消防本部における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市消防本部における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、四日市市消防本部の規程（以下「規程」という。）で定める手続及び様式のうち申請者等の押印を義務付けているものについて、その特例を定めるものとする。

(押印の省略)

第 2 条 別表左欄に掲げる規程の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規程の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
四日市市消防手帳及び消防職員之証に関する規程（昭和 5 5 年四日市市消防本部訓令甲第 1 号）	第 1 号様式	
四日市市消防文書管理規程（昭和 5 8 年四日市市消防本部訓令第 3 号）	第 1 号様式及び第 4 号様式	
四日市市消防職員の服務に関する規程（昭和 5 9 年四日市市消防本部訓令第 2 号）	別記様式	
四日市市消防職員衛生管理規程（昭和 6 0 年四日市市消防本部訓令第 3 号）	第 5 号様式	
四日市市消防本部庁舎管理規程（令和 2 年四日市市消防本部訓令第 2 号）	第 1 号様式	
四日市市火災予防規程（平成 1 6 年四日市市消防本部訓令第 1 号）	第 6 号様式及び第 9 号様式	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。